

カードローンの利用について

令和元年8月現在

1. (取引内容の記入)

カードローン契約にもとづいて利用の場合は、総合口座通帳に、カードローン取引の当座貸越のほか、普通預金取引、総合口座取引の内容も記入します。

2. (払戻し順)

支払いの請求があった場合は、先に普通預金から払い出し、その残高がない場合（総合口座取引の場合には、総合口座取引規定による当座貸越の残高が極度額に達している場合）に、カードローンを利用できます。

3. (通帳記入)

普通預金からの支払いとカードローンの利用とが同時に行なわれる場合には、通帳に一括して記入します。

4. (返済)

カードローンの借入金の返済は、普通預金へ入金のごとく、借入金の残高がなくなるまで自動的に行ないます。

なお、総合口座の貸越しとカードローンの借入金とが併存する場合は、カードローンによる借入金の返済を優先させます。

5. (残高記入)

普通預金からこの当座貸越への返済の記入は省略し、残高欄に返済後の当座貸越残高または普通預金残高のみ記入します。

6. (利息)

カードローンの借入金の利息は、当金庫所定の利率および方法により計算し、毎年3月と9月の所定日に普通預金より引落とし、または借入残高に組入れます。

以上